

7 み り ん

7-1 試料の採取

3-1 による。

7-2 性 状

3-2 による。

7-3 比 重

5-3 による。

7-4 アルコール分

3-4 による。ただし、A)蒸留-密度(比重)法 3-4-1 の蒸留操作において、毎回約 40 ml の水で 2 回洗い、検体採取量の 80%以上を留出させたのち、水で原容に戻してアルコール分を測定する。

7-5 エキス分

検体を 2 倍に希釈し 7-3 により測定した比重を S とし、7-4 で測定したアルコール分の 1/2 を第 2 表 (付表) により換算した比重 (15/15°C) を A とし、次式によって算出する。

$$E = [(S - A) \times 260 + 0.21] \times 2$$

(注) 途中の計算においては小数点以下 5 けたを四捨五入し、E 値において小数点以下 2 けたを切り捨てる。

なお、振動式密度計により検体及びその留液の密度が測定できる場合は、次式によって計算する。

$$E = [(D_s - A') \div 0.9991 \times 260] \times 2$$

ただし、 D_s は 2 倍に希釈した検体の密度 (15°C)、 A' は 7-4 で測定したアルコール分の 1/2 を第 2 表により換算した密度 (15°C) で、E 値において小数点以下 2 けたを切り捨てる。

(注) 密度の測定においては、3-3 B)振動式密度計法 (注) 1~4 を参照のこと。

7-6 総酸(遊離酸)

3-5 による。

7-7 アミノ酸

3-6 A) ホルモール滴定法による。

7-8 メチルアルコール

11-7 による。ただし、B)ガスクロマトグラフ分析法を用いる場合は、必要に応じて 7-4 の留液を用いても良い。

7-9 塩化ナトリウム(不可飲処置として添加された塩化ナトリウム)
3-14 による。

7-10 酢酸(不可飲処置として添加された酢酸)
3-15 による。